



県章

山形県公報

令和7年4月1日（火）

第591号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則……………（管財課）…318
- 東北農林専門職大学学則の一部を改正する規則……………（農政企画課）…同
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）…319

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…320
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（農村計画課）…同
- 山形県民の森の利用日及び利用時間……………（村山総合支庁森林整備課）…同
- 山形県民の森の利用料金……………（同）…321
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 同……………（同）…322
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…323
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…324
- 山形県開発登録簿閲覧場所及び閲覧規則等の一部を改正する規程……………（都市計画課）…同

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………325

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程……………同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則1－2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則……………326

企業局関係

規程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… 同
○山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………344

病院事業局関係

規程

- 山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程…………… 同
○山形県病院事業局公文書管理規程の一部を改正する規程……………345

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（市町村課）… 同

規 則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

山形警第28号職員アパート	1,900
---------------	-------

」を

「

山形警第28号職員アパート	1,900
山形警第29号職員アパート	2,000

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東北農林専門職大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

東北農林専門職大学学則の一部を改正する規則

東北農林専門職大学学則（令和5年10月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「46単位」を「48単位」に改める。

別表第1項の表中 「

	経済学入門	2		
--	-------	---	--	--

」を

「

	経済学入門	2		
	キャリアサポートセミナーⅠ			1
	キャリアサポートセミナーⅡ			1
	キャリアサポートセミナーⅢ			1

」に改め、同別表第2項の

表中 「

	経済学入門	2		
--	-------	---	--	--

」を

「		経済学入門	2			に改める。
		キャリアサポートセミナーⅠ			1	
		キャリアサポートセミナーⅡ			1	
		キャリアサポートセミナーⅢ			1	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号**建築士法施行細則等の一部を改正する規則**

（建築士法施行細則の一部改正）

第1条 建築士法施行細則（昭和25年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第3項第2号を次のように改める。

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第29条第3項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同条第3項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

（1）作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

第4条第1項第2号及び第6条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第4条 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第6条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第5条 山形県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和2年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号を次のように改める。

（2）電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療生活協同組合やまがた	協立ショートステイセンターふたば 鶴岡市日枝字海老島64番地	短期入所生活介護	令和 7. 3.31

山形県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療生活協同組合やまがた	協立ショートステイセンターふたば 鶴岡市日枝字海老島64番地	介護予防短期入所 生活介護	令和 7. 3.31

山形県告示第252号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡真室川町大字川ノ内地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年9月19日から令和7年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（用地測量）

山形県告示第253号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第4条第2項の規定により、山形県民の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用日及び利用時間

施設名	利用日	利用時間
森林学習展示館 森の工房「む・う・ぶ」 フィールドアスレチック施設	4月29日から5月5日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月6日から8月12日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	
	8月13日から8月16日までの日	
	8月17日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	
野営場	7月1日から9月30日までの日	宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後4時30分まで、宿泊を伴う利用にあつては午前10時から翌日の午前10時まで

2 適用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

山形県告示第254号

山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号）第6条第2項の規定により、山形県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年4月1日

山形県知事 吉村美栄子

1 利用料金

施設名	区分	利用料金	
		一般	小学生・中学生
フィールドアスレチック施設	個人	無料	無料
	団体	無料	無料

備考 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 適用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

山形県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉村美栄子

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 347号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字富並字宮ノ前1803番5から 同 神内1815番2まで	旧	32.5メートル } 11.0	120メートル
同 上	新	34.6メートル } 14.4	同 上
村山市大字長善寺字米田1561番3から 同 仲田1603番1まで	旧	20.1メートル } 13.6	36メートル
同 上	新	24.6メートル } 13.6	同 上

山形県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字富並字神内1808番7から 同 1808番8まで	旧	13.5メートル } 10.3	43メートル
村山市大字富並字神内1808番7から 同 1808番1まで	新	13.5メートル } 10.3	41メートル

山形県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 樽石基点線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字長善寺字川前102番3から 同 仲田1603番1まで	旧	13.9メートル } 6.9	314メートル
同 上	新	26.4メートル } 13.3	310メートル

山形県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中島新田楯岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市大字中島新田字扇形8番24から 同 若木字野川向6228番6まで	旧	15.0メートル } 8.0	メートル 159
東根市大字中島新田字扇形8番37から 同 若木字野川向6228番7まで	新	19.6メートル } 10.6	同 上

山形県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中島新田楯岡線
- 2 供用開始の区間 東根市大字中島新田字扇形8番37から
同 若木字野川向6228番7まで
- 3 供用開始の期日 令和7年4月1日

山形県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1327番1から 同 上竹野198番まで	旧	117.0メートル } 8.0	メートル 1,740
同 上	新	117.0メートル } 9.0	メートル 1,456

山形県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路 線 名 大石田畑線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字清水字白須賀1525番 1 から 同 1519番まで	旧	25.8 メートル } 8.2	31 メートル
同 上	新	11.2 メートル } 8.2	同 上

山形県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。
 令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字白須賀2974番 1 から
同 3137番40まで
 3 供用開始の期日 令和7年4月1日

山形県告示第263号

山形県開発登録簿閲覧場所及び閲覧規則等の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県開発登録簿閲覧場所及び閲覧規則等の一部を改正する規程

（山形県開発登録簿閲覧場所及び閲覧規則の一部改正）

第1条 山形県開発登録簿閲覧場所及び閲覧規則（昭和45年4月県告示第448号）の一部を次のように改正する。

第4条中「掲示する」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

（山形県建設業者提出書類閲覧規程の一部改正）

第2条 山形県建設業者提出書類閲覧規程（昭和47年3月県告示第450号）の一部を次のように改正する。

第3条中「掲示する」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

（山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部改正）

第3条 山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程（昭和60年10月県告示第1261号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「掲示する」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

（山形県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程の一部改正）

第4条 山形県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程（昭和60年10月県告示第1264号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「掲示する」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

（建築基準法に係る確認その他の処分及び報告に関する書類の閲覧に関する規程の一部改正）

第5条 建築基準法に係る確認その他の処分及び報告に関する書類の閲覧に関する規程（平成17年7月県告示第626号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「掲示する」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

て直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供する」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第2号

議 会 事 務 局

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年4月1日

山形県議会議長 田 澤 伸 一

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「磁気ディスク」を「電磁的記録に係る記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 関 係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第20号

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 粕 谷 真 生

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第6条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県選挙管理委員会告示第21号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 粕 谷 真 生

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「しなければならない」を「し、掲示の訂正を求めるものとする」に改める。

第57条第2項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくこ

とができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改める。

第59条の2中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改め、「（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則1－2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則1－2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則1－2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）」に改める。

第6条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第4号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第20条から第22条までを次のように改める。

第20条から第22条まで 削除

第53条第1項に次の1号を加える。

（7）電信電話料、受信料、有線放送料及び光熱水費

第55条第2項第3号中「又は印紙」を「、印紙又は郵便切手等」に改め、同項第14号を次のように改める。

（14）資金前渡により支払う経費に係る振込手数料、外国通貨の両替手数料及びこれらに類する経費

第137条の2第1項中「第21条の14」を「第21条の13」に改め、同項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改め、同条第2項中「第21条の14」を「第21条の13」に改める。

第139条に次の2項を加える。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と見積りの

徴取に応じようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により、見積りを徴取することができる。

- 3 電子情報処理組織を使用する方法により行う見積りの徴取は、管理者があらかじめ信用調査を行い当該徴取に応ずることを認めた者が、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を契約当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第140条第2項第1号、第142条、第143条第1項及び第145条第1項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第144条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第148条第1項を次のように改める。

検査職員は、地方自治法第234条の2第1項の規定による検査をする場合において必要があると認めるときは、契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。

別記様式第 9 号を次のように改める。
様式第 9 号（収入調定兼振替票）

収入調定兼振替票										伝票番号		
年度	年度		会計				資金 コード			所属		
決 裁												
調定区分			事前調定				決裁区分					
予 算 科 目	款					節					起 票 日 . .	
	項					細節					決 裁 日 . .	
	目										納 期 限 . .	
勘 定 科 目 （借 方）						勘 定 科 目 （貸 方）						
款						款						
項						項						
目						目						
節						節						
細節						細節						
調定金額								円		消費税区分		
										課税対象額 円		
										消費税等額 円		
予算現額				円		調定済額		円		差引(A)－(B) 円		
納 入 者	住 所											
	方 書											
	氏 名											
	代 表 者											
	債権者番号											
件 名												
摘 要												
備 考												

別記様式第10号を次のように改める。
様式第10号（収入票（未収消込））

収入票（未収消込）										伝票番号			
年度	年度		会計				資金 コード				所属		
決													
裁													
調定区分			事前調定				決裁区分						
予算 科目	款					節					起 票 日 . .		
	項					細節					決 裁 日 . .		
	目										納 期 限 . .		
勘 定 科 目 （借 方）							勘 定 科 目 （貸 方）						
款							款						
項							項						
目							目						
節							節						
細節							細節						
収入金額										円		消費税区分	
												課税対象額	
												消費税等額	
予算現額										円		調定済額	
円										収入済金額		円	
納 入 者	住	所											
	方	書											
	氏	名											
	代 表 者												
	債 権 者 番 号												
件 名													
摘 要													
備 考													

別記様式第11号を次のように改める。
様式第11号（収入票（収入調定兼収入票））

収入調定兼収入票（事後調定）										伝票番号			
年度	年度		会計				資金コード				所属		
決 裁													
調定区分			事後調定				決裁区分						
予算科目	款					節					起 票 日 . .		
	項					細節					決 裁 日 . .		
	目										納 期 限 . .		
勘 定 科 目 （借 方）							勘 定 科 目 （貸 方）						
款							款						
項							項						
目							目						
節							節						
細節							細節						
収入金額										円		消費税区分	
												課税対象額 円	
												消費税等額 円	
予算現額				円 調定済額				円 収入済金額				円	
納 入 者	住	所											
	方	書											
	氏	名											
	代 表 者												
	債権者番号												
件名													
摘要													
備考													

別記様式第12号を次のように改める。
様式第12号（支出票）

支出票										伝票番号			
年度	年度		会計				資金コード			所属			
決													
裁													
予算区分							決裁区分						
予算科目	款					節				起票日		．．	
	項					細節				支払日		．．	
	目					契約方法				決裁日		．．	
勘定科目（借方）						勘定科目（貸方）							
款						款							
項						項							
目						目							
節						節							
細節						細節							
支払額								円		消費税区分			
										課税対象額		円	
										消費税等額		円	
予算現額				円 負担行為				円 予算残額				円	
債権者	口座名義人												
	金融機関名												
	住所 方書 氏名 代表者 債権者番号										預金種別 口座番号 支払方法		
件名													
摘要													

科目内訳書（支出票）

伝票番号

内訳番号		資金コード		
	予算科目	勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）	
款				
項				
目				
節				
細節				
金 額		消費税区分		
		課税対象額 円		
		消費税等額 円		
予算現額 円		負担累計額 円	予算残額 円	
支出累計額 円		金額 円	円	
内訳番号		資金コード		
	予算科目	勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）	
款				
項				
目				
節				
細節				
金 額		消費税区分		
		課税対象額 円		
		消費税等額 円		
予算現額 円		負担累計額 円	予算残額 円	
支出累計額 円		金額 円	円	

相手先内訳書（支出票）

支出命令番号
No.

頁

(債主番号)	事業者区分	登録番号	支払方法	金 額
法人名			金融機関名	
代表者名			口座情報	
住 所				
()				円
()				円

別記様式第13号を次のように改める。
様式第13号（支出伺兼支出票）

支出伺兼支出票										伝票番号	
年度	年度	会計				資金コード			所属		
決											
裁											
予算区分							決裁区分				
予算科目	款				節				起票日 . .		
	項				細節				支払日 . .		
	目				契約方法				決裁日 . .		
勘定科目（借方）						勘定科目（貸方）					
款						款					
項						項					
目						目					
節						節					
細節						細節					
支払額								円		消費税区分 課税対象額 円 消費税等額 円	
予算現額		円 負担行為				円 予算残額				円	
債権者	口座名義人										
	金融機関名										
	住所 方書 氏名 代表者 債権者番号								預金種別 口座番号 支払方法		
件名											
摘要											

科目内訳書（支出票）

伝票番号

内訳番号		資金コード	
	予算科目	勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
款			
項			
目			
節			
細節			
金 額		消費税区分	
		課税対象額 円	
		消費税等額 円	
予算現額 円		負担累計額 円	予算残額 円
支出累計額 円		金額 円	円
内訳番号		資金コード	
	予算科目	勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
款			
項			
目			
節			
細節			
金 額		消費税区分	
		課税対象額 円	
		消費税等額 円	
予算現額 円		負担累計額 円	予算残額 円
支出累計額 円		金額 円	円

相手先内訳書（支出票）

支出命令番号

No.

頁

(債主番号)	事業者区分	登録番号	支払方法	金 額
法人名			金融機関名	
代表者名			口座情報	
住 所				
()				円
()				円

別記様式第14号を次のように改める。
様式第14号（支出票（旅費））

支出票（旅費）										伝票番号	
年度	年度	会計				資金コード				所属	
決											
裁											
予算区分							決裁区分				
予算科目	款				節				起票日 . .		
	項				細節				支払日 . .		
	目				契約方法	設定なし			決裁日 . .		
勘定科目（借方）						勘定科目（貸方）					
款						款					
項						項					
目						目					
節						節					
細節						細節					
支払額 円								消費税区分 課税対象額 円 消費税等額 円			
予算現額		円 負担行為				円 予算残額				円	
債権者	口座名義人										
	金融機関名										
	住所 方書 氏名 代表者 債権者番号									預金種別 口座番号 支払方法	
件名											
摘要											

別記様式第17号を次のように改める。
様式第17号（出庫票）

出庫票							伝票番号																																																				
年度		年度		会計		資金 コード				所属																																																	
決 裁																																																											
起票日								振替決定 出庫通知								出庫日																																											
予 算 科 目																																																											
勘定科目・借方																				貸方																																							
出庫金額										消費税区分																																																	
										課税対象額										円																																							
										消費税額										円																																							
予算現額										円										執行済額										円										予算残額										円									
コード										品目・形状寸法										数量					単位					単価					金額																								
出庫先																																																											
出庫目的																																																											
摘要																																																											

別記様式第18号を次のように改める。
様式第18号（振替票）

振替票

										伝票番号					
年度		年度			会計					所属					
決 裁															
予算区分								決裁区分							
起票日					決裁日					振替日					
資金コード							資金コード								
予算科目（ ）							予算科目（ ）								
款							款								
項							項								
目							目								
節							節								
細節							細節								
勘定科目（借方）							勘定科目（貸方）								
款							款								
項							項								
目							目								
節							節								
細節							細節								
税項目（借方）							税項目（貸方）								
消費税区分							消費税区分								
課税対象額	円						課税対象額	円							
消費税等額	円						消費税等額	円							
振替額										円					
件名															
摘要															
備考															

別記様式第31号から第35号までを次のように改める。
様式第31号から第35号まで 削除
別記様式第36号を次のように改める。
様式第36号（納入通知書・収納済通知書・収入票）

収 入 票

納入義務者 〒 -
住所
氏名
様

所属年度	年度	番号	
事業会計		コード	
収入科目	款	項	目 節
納入理由			
納入金額	¥		
うち	¥		
消費税	（適用税率 %）		
納期限	年 月 日		

カナ氏名
電話番号

収 納 済 通 知 書

納入義務者 〒 -
住所
氏名
様

所属年度	年度	番号	
事業会計		コード	
収入科目	款	項	目 節
納入理由			
納入金額	¥		
うち	¥		
消費税	（適用税率 %）		
納期限	年 月 日		

上記の金額を収納したので通知します。

年 月 日

山形県企業局企業出納員 様

納入通知書・領収書

納入義務者 〒 -
住所
氏名
様

所属年度	年度	番号	
事業会計		コード	
収入科目	款	項	目 節
納入理由			
納入金額	¥		
うち	¥		
消費税	（適用税率 %）		
納期限	年 月 日		

上記の金額を納入してください。

年 月 日

山形県企業管理者
（登録番号 ） 印

出納取扱金融機関	出納日付印	領収済日付印

(出納取扱金融機関 ()又は収納取扱金融機関用)
:
山形県企業管理者 摘要:

出納(収納)取扱金融機関	出納日付印	領収済日付印

(企業出納員用)

納入場所
出納取扱金融機関 ()
収納取扱金融機関
企業出納員

領収済日付印

(納入義務者用)

別記様式第66号を次のように改める。
様式第66号（予算配当申請書）

予算配当申請書

山形県企業局長 殿
課長

年度
配当年月日: 年 月 日 予算区分: 会計: 配当元: (円)

予 算 科 目	予算現額 A	配当済額 B	今回配当額 C	配当累計額 D=B+C	配当残額 A-D	執行済額 E	執行率 E/A

339

別記様式第66号の2を次のように改める。
様式第66号の2（予算配当書）

訓 第 号

予算配当書

山形県企業局長

年度 配当年月日： 年 月 日 予算区分：		会計：		配当元：		(円)	
予 算 科 目	予算現額 A	配当済額 B	今回配当額 C	配当累計額 D=B+C	配当残額 A-D	執行済額 E	執行率 E/A

別記様式第66号の3を次のように改める。
様式第66号の3（予算配当替書）

訓 第 号

予算配当替書

総務企画課長

配当替年月日： 年 月 日		年度		予算区分：		会計：		配当替元：		配当替先：		(円)	
予 算 科 目		主管課配当累計 A		配当替済額 B		今回配当替額 C		配当替累計額D=B+C		配当替残額 A		執行済額 E 執行率 E/A	

別記様式第66号の4を次のように改める。
様式第66号の4（予算配当替通知書）

訓 第 号
総務企画課長 殿

課長

予算配当替通知書

配当替年月日： 年 月 日
年度 予算区分： 会計： 配当替元： 配当替先： (円)

予 算 科 目	主管課配当累計 A	配当替済額 B	今回配当替額 C	配当替累計額D=B+C	配当替残額 A	執行済額 E	執行率 E/A

別記様式第67号を次のように改める。
様式第67号（予算流用伺書）

予算流用伺書										伝票番号	
年度	年度		会計								
決 裁											
予算区分				決裁区分				流用伺		流用決定	
		増額になる科目						減額になる科目			
所属											
款											
項											
目											
節											
細節											
予算現計額		円						円			
支出負担行為済額		円						円			
予算残額		円						円			
今回流用額		円						円			
予算残額（流用後）		円						円			
予算流用額										円	
理由											
備考											

別記様式第68号を次のように改める。
様式第68号（予備費支出伺書）

予備費支出伺書										伝票番号		
年度	年度		会計									
決												
裁												
予算区分					決裁区分				支出伺		支出決定	
		予備費充当科目						予備費				
所属												
款												
項												
目												
節												
細節												
予算現計額		円						円				
支出負担行為済額		円						円				
予算残額		円						円				
予備費支出額		円						円				
予算残額 (予備費支出後)		円						円				
予備費支出金額										円		
理由												
備考												

別記様式第70号を次のように改める。
様式第70号（繰越額決定書）

第 号
年 月 日

繰 越 額 決 定 書

殿

企 業 局 長

年度繰越予算額を次のとおり決定したので通知する。

- 1 金 額 _____ 千円
2 内 訳 _____
(会 計)

款	項	目	節	細節又は 節の説明	金 額	摘 要
					千円	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第 5 号

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年 2 月県企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第 6 条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第 4 号

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第6条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局公文書管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局公文書管理規程（令和2年3月27日山形県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3 I 衛生の項の表中

「 栄養士 」	を	「 栄養 士・管 理栄養 士 」	に改める。
---------------	---	---------------------------------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける山形県に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 51,353,926円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

令和7年4月1日印刷
令和7年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県